

横瀬町立横瀬中学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針

- (1) いじめを未然に防止するために全職員で、よく学び、心を正して、全力を尽くす生徒を育成する。
- (2) 日頃から、生徒を見守り、小さな変化や危険信号をキャッチするアンテナを持つように組織的に対応する。
- (3) いかなるいじめも許さない毅然とした粘り強くぶれない対応を展開する。
- (4) 重大事態発生時には速やかに警察等関係機関に報告する。また、「横瀬町いじめ問題等対策連絡協議会」を設け、連携して事態の解決にあたる。
 - ・本連絡協議会は、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、埼玉県警察、民生委員、児童委員その他の関係者で構成する。

2 本校におけるいじめの定義

★いじめ防止対策推進法第2条で、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」いう。

★いじめとは、精神的傷害（暴力）行為である。

- (1) 当該生徒が、当該生徒と一定の人的関係にある生徒の働きかけで、心身の苦痛を感じているもの。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれをされたり、集団から無視をされたりする。
 - ・ささいな暴力行為（ぶつかる、たたく、蹴る、誹謗中傷の落書き等）をされる。
 - ・集団、個人による無理な要求をされる。
 - ・所有物等に対する悪意を持った破損行為をされる。等
- (2) インターネット上における不特定多数による人権侵害行為
 - ・被害者が、誹謗中傷と解釈する内容を掲載される。
 - ・被害者の猥褻画像を強制的又は同意にかかわらず撮影し、インターネット上に流す行為をされる。
 - ・学校等に対する虚偽の内容の掲載をする。

3 いじめ防止の対応について

(1) 防止するための意識

- ・学校生活のあらゆる場面において人と人が対等である精神をもって行動する。
- ・あらゆる集団において、組織的な指示系統はあっても人間の存在において上下関係を作らない。
- ・いじめをしない、させない意識の生徒を育成する。
- ・いじめは、人間の集団において必ず発生する悪意ある行為である。

(2) 防止するための方策

- ・いじめを絶対に許さない生徒の育成に全力で努める。
- ・教職員は生活行動の基本に「いじめはいつでもどこでも発生する」という意識をもって行動する。
- ・いじめアンケート等による状況の把握を徹底する。（月1回実施）
- ・道徳等で、いじめ防止ための教育を計画的におこなう。
- ・講演会等によりネットマナーの向上に努める。

(3) 生徒指導委員会を毎週実施する。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラーを構成員とする
- ・生徒の情報交換、生徒指導事案や不登校生徒の対応策を策定する。

4 いじめ行為発生時の指導基準

(1) 初期対応（初期対応は非常に重要）

- ①管理職への迅速な報告 →状況を判断し、町教育委員会へ連絡
- ②複数の教職員による被害者及び加害者への対応
 - ・いじめ行為状況の確認 →いじめ行為の内容と背景把握
- ③関係生徒の保護者への連絡
- ④正確な事実関係の把握（中立的な姿勢に基づいた聴取）
- ⑤教頭への情報の一本化

(2) 指導方針の決定（管理職・教務主任・生徒指導主任・必要に応じて担当学年職員）

- ①緊急性や軽重などを総合的に判断
- ②全職員への指導方針や対応策の迅速な周知

(3) 役割分担による指導

- ①加害生徒への指導
 - ・自分の行った行為を反省させ、繰り返さないことを約束させる。真摯な謝罪をうながす。
- ②保護者への説明
 - ・保護者に直接会って事実関係を説明し、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
 - ・学校の指導方針を示し、理解と協力を求める。（状況によって警察に情報提供することを説明）
- ③加害者から被害者への「謝罪」
 - ・教職員及び保護者立ち会いのもとでの謝罪行為を重視する。
 - ・立ち会う教職員は多くならないよう配慮する。
- ④関係機関との連携→重要案件と判断する場合
 - ・秩父警察署生活安全課、横瀬町教育委員会等と緊密に連携する。
 - ・調査組織を迅速に立ち上げる。

(4) いじめ行為の指導上の留意事項

- ①指導過程で行き過ぎた言動や体罰が発生しないよう十分配慮する。
- ②行為の背景を慎重に見極める。

5 学校評価の実施

- (1) いじめ問題への取組等について自己評価を行い、結果を教育委員会に報告する。
- (2) P T A校外指導部において、いじめ防止に関する学校の対応等について検証会議を実施する。

令和3年4月 確認

※いじめ行為に関しては、指導後一定期間の見守りを行い、本人等に確認をし、苦痛を感じていないことが認められた場合に解消とする。